

「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催要領

平成 3 1 年 4 月 1 2 日 決 定
令和 6 年 9 月 2 5 日 変 更
原子力災害による風評被害を含む
影響への対策タスクフォース決定

1. 開催趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う風評の払拭については、これまでの取組により一定の成果を上げているものの、福島県産農林水産物の全国平均価格との乖離や教育旅行をはじめとした福島県における観光業への影響など、今もなお風評被害が根強く残っている。

関係省庁においては、産業・生業の再生の大前提であり、被災者が安心して生活を送るためにも必要な風評払拭に全力で取り組む必要がある。そのため、復興大臣の下、関係府省庁からなるタスクフォースを開催し、的確なフォローアップ等を行い、より効果的な施策の実施につなげる。

2. 主な検討事項

- (1) 原子力災害による風評被害を含む影響に対する関係府省庁における取組状況
- (2) その他

3. 構成員

本会議の構成員は別紙のとおりとする。

4. 事務局

本会議の庶務は、復興庁において処理する。

5. 議事の記録等の取扱い

- (1) 事務局は、会議終了後に、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事の記録の作成を行う。また、議事要旨を作成し、公開する。
- (2) 会議の配布資料については、原則公開とする。

6. その他

その助言を得るため、民間有識者等を構成員とする会議と合同で開催することができることとする。

(別紙)

「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」
構成員

復興大臣

復興副大臣

復興庁 事務次官、統括官、審議官、統括官付参事官

内閣府大臣官房政府広報室 室長

内閣府食品安全委員会事務局 事務局長

内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム 事務局長補佐 (※2)

消費者庁 次長 (※2)

外務省 経済局長 (※2)

文部科学省 大臣官房総括審議官

厚生労働省 健康・生活衛生局長~~生活衛生・食品安全審議官~~

農林水産省 総括審議官(新事業・食品産業)、消費・安全局長、輸出・国際局長 (※2※3)

経済産業省 大臣官房福島復興推進グループ長

国土交通省 観光庁次長

環境省 環境保健部長 (※2※4)

原子力規制庁 核物質・放射線総括審議官

防衛省 防衛装備庁プロジェクト管理部長

- ※1 構成員及びオブザーバーは必要に応じ変更することがある。
- ※2 A L P S 処理水に係る対応を議題とする場合、内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チームの構成員を内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局長補佐(兼)資源エネルギー庁廃炉・汚染水・処理水特別対策監に、消費者庁の構成員を政策立案総括審議官、農林水産省の構成員を大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、水産庁次長に変更するとともに、外務省の構成員に軍縮不拡散・科学部長、環境省の構成員に水・大気環境局長を追加する。
- ※3 森林施業の再開・木材利用の推進に係る対応を議題とする場合、農林水産省の構成員に森林整備部長を追加する。
- ※4 除去土壌の再生利用に係る対応を議題とする場合、環境省の構成員に環境再生・資源循環局長を追加する。